物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「物価連動国債」を「平成十七年十二月三十一日までに発行された物価連動国債」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第三号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第三項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成十四年公正取引委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「第十五号」を「第十四号」に改める。

附　則

この規則は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。